

仕 様 書

1 物件の名称・数量等

歯科保健請求用レセプトコンピュータ 数量：1式

2 必要とする仕様の内容

- ・ 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は下記のとおりとする。
- ・ 必須の要求要件は本院が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- ・ 当仕様書に記載のない事項及び不明な点については、適宜病院と協議すること。

項 目	技術的要件
仕様書別紙のとおり	

3 納品場所

茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8
茨城県立中央病院 歯科口腔外科

4 調達の条件（以下に必要な一切の費用を見込むこと。）

- ・ 使用できるよう搬入、据付、接続、調整、動作確認を行ったうえで、取扱説明を行うこと。
- ・ 納入により生じた梱包材料等は持ち帰り処分すること。
- ・ 供給者は、技術支援及び教育、講習支援を十分に実施し得る体制を確立しておくこと。

5 納入期限

令和6年3月29日（金）
納入にあたっては、事前に連絡調整すること。

仕様書別紙

項目	性能等
歯科電子カルテシステム 基本事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行法令に基づいた1号用紙、2号用紙形式の画面に対して診療内容入力ができること。 2 1号用紙の病名欄には診療病名の記述ができ、保険病名、自費病名を分けて出力が可能なこと。 3 保険点数は診療行為毎に自動計算されて表示されること。 4 医科、歯科共通のオーダーリングシステムおよび、電子カルテシステムを利用すること。 5 クライアントPCから表示・登録などの処理を要求し、クライアントPCへ処理結果を返すまでの時間は5秒以内を目指すこと。
歯式エントリー	<ol style="list-style-type: none"> 1 入力された歯の部位は、システム内で常に病名とセットで扱われること。 2 連続した複数歯を簡単に選択できること。 3 過剰歯については病名として選択でき、場所については相当部等で表現できること。 4 分画単位の選択ができること。 5 分画の種類は1顎、3分の1顎が可能なこと。 6 分画の選択時には喪失歯を自動的に非選択となること。 7 ヘミセクションの表示、選択ができること。 8 選択対象歯は、歯の位置を表す数字と上下左右を区別するための記号を組み合わせた表示ができること。 9 便宜抜髄が必要な支台歯が表現でき(支台歯は2重まるで囲まれる)、指定できること。 10 複根歯の分割を表現でき、分割歯の一部のみを選択できること。 11 ブリッジの支台歯を表現でき(支台歯は数字を「○」でかこむ)、指定できること。 12 隙が表現でき(隙は歯の数字の間に「△」で示す)、指定できること。 13 歯式の表示は連続した歯(3つ以上の場合)の省略を表現するために、省略部を「-」もしくは「~」で表現できること。 14 P病名が登録されている患者で、ほかの病名で抜歯した場合などに欠損した歯は自動的にP部位から抜ける機能を有すること。 15 選択された歯を、歯の位置を表す数字と上下左右を区別するための水平線及び垂直線とを組み合わせた表示ができること。 16 上顎歯列か下顎歯列かを区別するための水平線が表現できること。さらに分割歯も表示できること。 17 右側の歯列か左側の歯列かを区別するための垂直線が表現できること。 18 喪失歯の入力は乳歯列、混合歯列、永久歯列の入力画面の切り替え無しで入力できること。また年齢によって歯式の初期画面を表示できること。 19 現在歯と喪失歯の区別は、初診時の口腔審査状況、過去の病名、処置内容により自動管理ができること。 20 患者ごとに現在歯と喪失歯を管理すること。 21 喪失歯登録された歯は歯式入力画面では現存歯と識別して表示できること。 22 上顎、下顎、上顎洞、顎関節など歯列以外の身体部位を選択メニューから選択できること。 23 歯科医師の判断により変更編集も可能なこと。
口腔内管理ツール	<ol style="list-style-type: none"> 1 視覚的に分かりやすい口腔内情報管理ツールを有すること。 2 初診時の口腔内状態を1歯または複数歯選択し、歯牙の状態アイコンから選択・登録する機能を有すること。 3 初診時口腔内審査画面、もしくは口腔内管理ツールで歯面の状態を記録するため、窩洞面を選択・登録する機能を有すること。 4 保存された口腔内状態の歯式図を歯科衛生士実地指導料に伴う患者提供文書の文中に挿入できる機能を有すること。 5 口腔内状態を歯式面上に登録できる機能を有すること。 6 初診日の状態と現在の状態を比較し、確認する機能を有すること。 7 口腔内状態の編集画面もしくは1号用紙から、印刷を開始する機能を有すること。 8 1受診ごとの口腔内状態を保存できること。かつ、受診暦を切り替えることにより、状態を表示できること。 9 初診時口腔内審査の登録画面もしくは口腔内管理ツールの入力では窩洞面の入力が可能なこと。窩洞面の歯牙状態の修正は開咬図から簡単に修正できること。 10 口腔内情報管理ツールにおいては、カルテ入力時にリアルタイムで診療に応じて歯牙情報が更新されること。歯番を選択することで歯牙毎の過去の診療暦が参照可能で病名単位での履歴閲覧も可能なこと。 11 口腔内情報管理機能で補管算定日や義歯装着日、義歯新製、裏装、義歯の調整料を算定した日付を確認できる機能を有すること。
病名エントリー	<ol style="list-style-type: none"> 1 病名は、保険や自費などの治療で使用する保険の登録ができること。 2 医事への送信の際、「入院」「入・外」「外来」の設定ができること。 3 病名枠ごとに開始日と終了日の登録ができること。 4 病名枠ごとに転記登録できること。かつ、登録できる情報は医事会計システムと同期をとること。

項 目	性 能 等
処置エントリ	<p>5 病名によって喪失歯のチェック、義歯の病名によって残根状態のチェック等が可能なこと。</p> <p>6 病名は、部位、接頭辞、根幹病名、接尾辞を組合せて構成できること。</p> <p>7 病名一覧画面ではすべての病名が表示されること。</p> <p>8 患者に登録した病名の履歴内容が照会できること。</p> <p>9 病名の登録は分類別表示や個人別メニュー、文字検索から登録が可能なこと。また、登録可能な病名は基本的には診療情報提供サービスが提供する標準病名を採用すること。</p> <p>10 ブリッジ病名選択時はブリッジ判定条件によりブリッジ可否のチェックができること。さらに保険の条件変更時に対応すること。</p> <p>11 新規登録時は、歯式入力画面表示後に病名入力画面に遷移、もしくは病名選択後必要に応じて歯式入力画面に遷移できること。</p> <p>1 SOAP記載が可能なこと。かつ、SOAPに限らずフリーでコメントの記載ができること。</p> <p>2 患者の最終診療日から病院全体のルールに則った期間が経過した場合、アラート表示させ、医師の判断で初診料または再診料の算定ができること。但し、管理料や指導料等についても病名や過去の治療歴から適正な条件で算定可能時に入力を促すことができること。</p> <p>3 診療部位及び、保険傷病名が選択されている状態で入力された算定項目が「歯科点数表の解釈」の算定法に則しているかをリアルタイムでチェックし、結果が表示できること。</p> <p>4 算定項目には自費の項目も別途マスタ構築により可能とすること。</p> <p>5 算定可能な指導料、管理料、加算等を表示できること。</p> <p>6 歯科の診療行為毎に保険点数の表示ができること。</p> <p>7 病名登録時に保険、もしくは自費の登録ができること。病名選択後に診療登録を行う際に保険、自費に即した診療行為の登録が可能なこと。</p> <p>8 セット入力する機能を有すること。</p> <p>9 保険セット項目は、部位毎に前回処置内容から類推してセット項目を表示する機能を有すること。</p> <p>10 診療単位に適用保険を選択できる機能を有すること。</p> <p>11 処置入力時に算定チェック機能（保険、年齢、病名、算定回数、算定期間、特定処置必要）を有すること。</p> <p>12 同日に「同一手術野又は同一病巣」の入力が2つ以上ある場合、登録時に適正な入力が行えること。</p> <p>13 フリーコメント及び、摘要フリーコメントの入力ができること。</p> <p>14 処置入力時に補綴物の装着日の管理ができること。また、義歯の装着日と当月と翌月のレセプトに表示できること。これら装着後の期間チェックができること。</p> <p>15 当日のカルテ入力画面から過去のカルテ修正も可能なこと。かつ、カルテ修正により、修正内容と修正を行った職員名が修正履歴として残ること。</p> <p>16 歯科疾患管理料、補綴物維持管理料、衛生士実地指導料等提供文書など指導料算定時に必要な文書の作成支援機能を有すること。</p> <p>17 指導料算定時に必要な提供文書は、入力テンプレートが自動で展開すること。かつ、診療報酬改定時に新たな文書が必要となった場合も、バージョンアップにより対応すること。</p> <p>18 歯科処置オーダは複数診療科の入力に対応し、診療科毎に記載できること。</p> <p>19 2号用紙上に表示されるすべての内容について、登録日時及び登録者氏名・診療科が記載されること。</p>
シューマ	<p>1 テンプレートを基準とし、フリーハンドによる2号紙への所見記入が可能であること。白紙に対するフリーハンドリング描画も可能であること。</p>
歯周病サマリ	<p>1 患者基本情報で登録された患者氏名、生年月日、年齢、性別が自動的に登録されること。</p> <p>2 歯周病検査結果入力は医科電子カルテシステムに衛生士の職員IDでログインした場合に起動できること。</p> <p>3 歯周病検査結果入力では、初診日、診療科、担当医師、担当衛生士の登録が可能なこと。</p> <p>4 歯周検査表詳細に関しては、基本検査表(1点法)、精密検査表(6点法)が可能で、プラークスコアの自動計算、2号紙に対する直接印刷、別紙印刷を可能としていること。</p> <p>5 ポケット値など、検査項目毎に予め設定されたテンプレートを利用し、テンプレート入力によりレポートの作成が可能なこと。</p> <p>6 プラークスコア入力では連続して複数歯に同じ結果をコピーする機能を有すること。</p> <p>7 ポケット入力順は職員毎に設定が可能なこと。</p> <p>8 出血部位BOPの入力ができること。</p> <p>9 排膿部位の入力ができること。</p> <p>10 検査対象外部位の任意指定が可能なこと。</p> <p>11 保険ルールに則ったプラークスコア検査の入力ができること。</p> <p>12 二回目以降の歯周病検査結果入力では、前回の検査結果が表示されること。かつ、任意で検査結果をクリアでき、初期入力状態からも入力できること。</p>
歯科実地指導説明書 (歯科衛生士業務記録)	<p>1 ワークシート作成日が自動的に入力されること。</p> <p>2 患者基本情報で登録された患者氏名、生年月日、年齢、性別が自動的に登録されること。</p> <p>3 指導項目毎に、実施日、指導の行為、内容の登録がテンプレート形式で入力できること。</p> <p>4 歯科実地指導説明書は、歯周検査で登録したプラークチャートを開口イメージで挿入可能なこと。</p> <p>5 歯科実地指導説明書と業務記録を作成する際、効率的に作成することができること。</p>

項 目	
システム連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 患者基本情報、患者保険情報を医科電子カルテシステムまたは医事会計システムから取り込むことができ、歯科電子カルテシステム側において二重入力を行う必要がないこと。 2 医事会計システムで患者基本情報および、患者保険情報が更新された場合、歯科電子カルテシステム起動時にチェックをおこない、変更があった場合に自動で取得する機能を有すること。 3 医事会計システムで患者基本情報および、患者保険情報が更新された場合、歯科電子カルテシステム起動時にチェックをおこない、変更があった場合に自動で取得する機能を有すること。 4 医科電子カルテに入力した入退院情報を自動で取得し、歯科電子カルテ入力時に「外来入力モード」、「入院入力モード」を自動で切り替える機能を有すること。 5 歯科電子カルテシステムを起動せずに全ての医科電子カルテシステム端末から歯科の診療情報を参照できる機能を有すること。 6 医科電子カルテ画面に歯科電子カルテシステム記載情報（部位、病名、処置、処置記事、点数、回数）が自動で登録され、他科からも閲覧可能とすること。 7 歯科電子カルテシステムで算定した処置オーダは医科電子カルテシステムへ送信されること。かつ、部位・病名・処置コメント・点数・回数が実地情報として医科電子カルテシステムで確認できること。 8 医科電子カルテ画面から該当患者のIDを連携し、歯科電子カルテシステムを起動できること。 9 歯科電子カルテシステムで登録した部位・病名を医科電子カルテシステムに送信できること。 10 歯科レセプト作成時に、歯科電子カルテシステムで登録した部位及び病名情報は医事会計システムと連携できること。かつ、その操作は医事会計システムで行なえること。 11 2号用紙上に記載されたコメントの内、レセプトに必要な内容については、医事会計システムに伝達される機能を有すること。 12 歯科レセプト病名は当月必要病名を医事会計システムと連携し、レセプト電算化に対応すること。
ソフトウェア	<ol style="list-style-type: none"> 1 文部省学術用語集歯学編と同等の語彙を有する歯学辞書を有すること。 2 サーバーOSはMicrosoft社製 Windows 2022 Server相当以上の機能を有すると判断されるものを搭載すること。
医事会計システム 歯科レセプト電算対応 (オンライン業務)	<ol style="list-style-type: none"> 1 既存医事システムを使用して歯科の各業務が可能なこと。(受付、会計) 2 歯科に関する診療行為のマスタが提供可能なこと。 3 歯科に関する病名のマスタが提供可能なこと。 4 歯科処置及び病名情報が連携可能なこと。 5 歯科に関する診療行為のマスタメンテナンスが可能なこと。 6 総括表は医科、歯科共に共通して医事会計システムで出力可能であること。
連携作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 最低限、次の内容を歯科電子カルテシステムと連携すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科処置 ・歯科病名
その他付帯作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科電子カルテシステム稼働日およびレセプト電算請求時にSEが立ち合い作業を実施すること。 2 歯科電子カルテシステム稼働に必要な初診日最終診療日データや算定歴のデータの抽出に協力すること。
電子カルテシステム 連携作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科電子カルテシステムと連携を行うこと。最低限の連携内容は次の通りとする。 2 ・属性情報 3 ・移動情報 4 ・処置記事 5 ・病名 6 ・利用者情報 7 歯科レポートを連携すること。または、歯科で文書が作成されていることを確認できること。
その他付帯作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科電子カルテシステム稼働日にSEが立ち合い作業を実施すること。 2 歯科電子カルテシステム稼働時に必要となる、既存歯科病名の転帰対応に協力すること。
ハードウェア 共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 OS、DBライセンスやCAL等、システム上必要なソフトウェアは全て本調達に含めること 2 ウイルス対策ソフトは当院指定のソフトウェアのライセンスを追加すること（翌年以降の更新費用は病院負担） 3 ハードウェアの設置及び設定作業についても、本調達に含むものとする。なお、設置場所ならびにネットワーク環境等については、契約後別途指示する。
サーバ機器	<ol style="list-style-type: none"> 1 提供するソフトウェアが稼働するサーバを本調達に含めて提供すること。また、サーバ構築時には次のものを納入範囲に含むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・物理サーバのハードウェア ・物理サーバに接続する無停電電源装置 ・物理サーバおよび無停電電源装置は19インチラックマウントタイプとすること。 ・サーバハードウェアの納入後5年間以上のハードウェア保守・修理 ・物理サーバと無停電電源装置の当院指定の19インチラックへの搭載作業

項 目	
クライアント要件	2 サーバは、ハードディスクが故障しても業務に支障がないようRAID構成したものであること 3 無停電電源装置は瞬間的な停電および短時間（5分程度）の停電時であっても、バックアップ電源に切り替わり電源供給できること。
バックアップ	1 病院の指定した既存の電子カルテ端末に、歯科電子カルテシステムが稼働できるようにクライアントソフトウェア等のインストール等を行うこと。 2 電子カルテ端末の障害発生時に当院の担当者が対処可能なように、歯科電子カルテシステムのクライアントソフトウェアをインストールするためのモジュールとセットアップ手順書を提出すること。
保守 保守	1 バックアップに必要な外付け装置を本調達に含めて提供すること。 2 サーバのシステム領域・データ領域のバックアップをとること。バックアップのデータは、複数世代のバックアップを取り、バックアップからシステムの復元ができること。 3 データバックアップを自動化する事によって、日次、月次処理においても24時間運転に支障を来さないようなハードウェア構成を採用すること。
その他 その他	1 システム保守対応時間は、最低限、平日9:00 から19:00 とする。 2 ハードウェア保守は、365 日24 時間受付、オンサイト保守とする。 3 令和5年度の保守費用は含むこと。 1 2024年の診療報酬改定費用を含むこと 2 当院のリモートメンテナンスサービスを利用して、リモートメンテナンスができること。環境等については契約後別途指示する。 3 2024年3月20日までに歯科電子カルテシステムを稼働させること。 4 システムライセンス数は、10以上とすること 5 ソフトウェアライセンスならびにハードウェアの保証など手続き等については、受託者が実施すること。 6 段ボールや梱包材などは受託者が処分すること。